

株主各位

東京都港区港南二丁目16番2号
日本カーバイド工業株式会社
取締役社長 杉山孝久

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面（郵送）又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、令和3年6月28日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル22階
日本カーバイド工業株式会社 会議室
3. 目的事項
報告事項 (1) 第122期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第122期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.carbide.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。（ご捺印は不要です。）

日時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時

場所 東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル22階
日本カーバイド工業株式会社 会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限 令和3年6月28日（月曜日）午後5時40分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

行使期限 令和3年6月28日（月曜日）午後5時40分まで

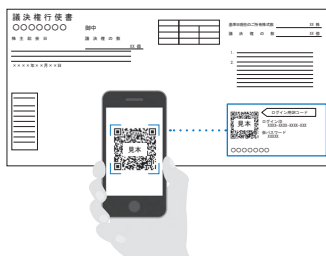
- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

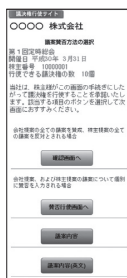
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



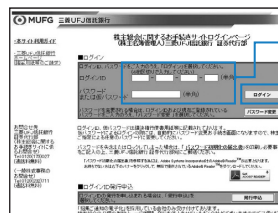
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

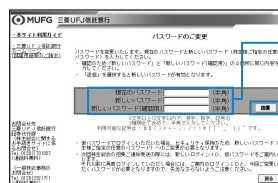
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、個人消費や企業業績の落ち込みで大きく停滞しましたが、感染の状況に応じて断続的に経済活動の再開が進められたこともあり、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、米中対立の深刻化や、変異株による感染の再拡大など、先行きは不透明な状況が続きました。

当社グループを取り巻く事業環境においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置などの影響により減少した自動車生産台数が徐々に回復してきたものの、本格的な回復までには至らず、フィルム・シート製品は総じて減販となりました。一方、テレワークの拡大や5Gの普及などに関連する電子素材は堅調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は42,231百万円と前期比4,467百万円(9.6%減)の減収、営業利益は2,388百万円と前期比168百万円(6.6%減)の減益、経常利益は2,852百万円と前期比35百万円(1.3%増)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券等の売却による特別利益を計上したことなどにより、2,406百万円と前期比664百万円(38.1%増)の増益となりました。

事業部門別の概況は次のとおりであります。

電子・機能製品事業部門

機能化学品は、塗料向けが低調だったものの、新型コロナウイルスPCR検査薬向けなどの医薬関連や半導体市場の好況に伴い、電子部材向け表面処理剤などが堅調に推移し、前期比減収増益となりました。機能樹脂は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、繊維や医薬向けの粘・接着剤が低調に推移し、前期比減収減益となりました。電子素材は、車載用途の回復に加え、テレワークの拡大や5Gの普及により、サーバーやタブレットなどのスマートデバイス向けセラミック基板が好調に推移、また、半導体市場の好況に伴い半導体用金型クリーニング材の販売も好調に推移し、前期比増収増益となりました。

以上により、当セグメントの売上高は17,652百万円と前期比782百万円（4.2%減）の減収となったものの、セグメント利益は1,941百万円と前期比295百万円（17.9%増）の増益となりました。

フィルム・シート製品事業部門

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、マーキングフィルムは、自動車用や看板用の販売が低調に推移し、前期比減収減益となりました。ステッカーは、ベトナムやインドネシアなどを中心に二輪車や四輪車向けが振るわず、前期比減収減益となりました。再帰反射シートは、主力の欧州やアジアでのナンバープレート向けの販売が低迷し、前期比減収減益となりました。

以上により、当セグメントの売上高は13,826百万円と前期比1,788百万円（11.5%減）の減収、セグメント利益は11百万円と前期比678百万円（98.4%減）の減益となりました。

建材関連事業部門

網戸材は新型コロナウイルスの感染予防対策として換気の推奨による需要増により好調だったものの、主力の手摺、笠木等の販売が減少したことなどにより、低調に推移しました。

以上により、当セグメントの売上高は8,397百万円と前期比862百万円（9.3%減）の減収、セグメント利益はアルミ地金価格の低下による影響などもあり、515百万円と前期比24百万円（4.9%増）の増益となりました。

エンジニアリング事業部門

鉄鋼・化学・環境分野の産業プラントの設計・施工は新型コロナウイルス感染拡大の影響による国内向け工事の完工時期の遅れや、工事自体の中止などから総じて振るわず、前期比減収減益となりました。

以上により、当セグメントの売上高は4,035百万円と前期比859百万円（17.6%減）の減収、セグメント利益は76百万円と前期比52百万円（40.6%減）の減益となりました。

	売 上 高	セグメント利益
	百万円	百万円
電 子 ・ 機 能 製 品 事 業 部 門	17,652	1,941
フ ィ ル ム ・ シ ー ト 製 品 事 業 部 門	13,826	11
建 材 関 連 事 業 部 門	8,397	515
エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業 部 門	4,035	76
調 整 額	△1,680	△156
合 計	(連結売上高) 42,231	(連結営業利益) 2,388

- (注) 1. 売上高の調整額には、事業部門間の取引の調整額及び請負工事に係る収益計上のうち工事進行基準に基づく売上高が含まれております。
2. セグメント利益の調整額には、棚卸資産に係る未実現損益及びセグメントに配分していない一般管理費が含まれております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、2,418百万円であり、主なものは次のとおりであります。

電子・機能製品製造設備更新工事（タイ）

フィルム・シート製品製造設備増強工事（ベトナム）

(3) 資金調達の状況

設備資金については、主に金融機関からの借入れにより調達いたしました。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 119 期 (平成30年3月期)	第 120 期 (平成31年3月期)	第 121 期 (令和2年3月期)	第 122 期 (当連結会計年度 (令和3年3月期))
売上高 (百万円)	50,761	48,651	46,699	42,231
営業利益 (百万円)	3,232	2,649	2,557	2,388
経常利益 (百万円)	3,375	3,119	2,817	2,852
親会社株主 に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,736	1,800	1,741	2,406
1株当たり 当期純利益	334円27銭	219円95銭	212円57銭	282円98銭
総資産 (百万円)	61,987	60,609	61,242	63,906
純資産 (百万円)	24,325	24,966	25,962	28,500
1株当たり 純資産額	2,815円21銭	2,889円62銭	2,973円26銭	3,066円98銭

(注) 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第119期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ビニフレイム工業株式会社	百万円 288	% 69.0	アルミ建材等の製造販売
株式会社三和ケミカル	200	100.0	化学工業製品、医薬品の製造販売
株式会社北陸セラミック	100	99.8	工業用特殊磁器の製造販売
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	90	100.0	産業プラントの設計、監督、施工並びに工場諸施設の保全
恩希愛（杭州）薄膜有限公司	41百万 米・ドル	100.0	再帰反射シートの製造販売
NIPPON CARBIDE INDUSTRIES (USA) INC.	7百万 米・ドル	100.0	再帰反射シートの販売
NIPPON CARBIDE INDUSTRIES (South Carolina) INC.	11百万 米・ドル	100.0	トナー用樹脂の製造販売
NIPPON CARBIDE INDIA PVT. LTD.	731百万 インド・ルピー	100.0	各種ステッカーの製造販売
PT ALVINY INDONESIA	6百万 米・ドル	100.0 (60.0)	各種ステッカーの製造販売
ELECTRO-CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.	380百万 タイ・バーツ	100.0	工業用特殊磁器の製造販売
THAI DECAL CO., LTD.	82百万 タイ・バーツ	91.5 (42.5)	各種ステッカーの製造販売
NCI (VIETNAM) CO., LTD.	2百万 米・ドル	90.0	各種ステッカーの製造販売
NIPPON CARBIDE INDUSTRIA DO BRASIL LTDA.	19百万 ブラジル・レアル	100.0	各種ステッカーの製造販売

- (注) 1. 当連結会計年度より、株式会社北陸セラミックを重要な子会社に含めております。
2. 当社の議決権比率の()書きは間接所有割合を示しており、内数であります。

4. 対処すべき課題

当社グループは、2019年に会社経営の基本方針に基づき、「2025年のありたい姿」を定め、これに向けた中期経営計画“*NCI-2021*”を策定しました。

4つの事業セグメントのうち、電子・機能製品事業及びフィルム・シート事業を「コア事業」と定め、さらにコア事業のうち、高機能樹脂及び機能性フィルムを「戦略分野」と位置付け、この2つの戦略分野を単独で、あるいは戦略分野と戦略分野を組み合わせることで「高付加価値ビジネス」を展開しております。また、研究・製造・販売業務の戦略分野間での融合を図り、新商品開発、新市場開拓をより一層推進してまいります。

さらに、注力領域を「セーフティ」と「モビリティ」、成長地域を「アジア」と決めました。戦略分野である高機能樹脂と機能性フィルムを、注力領域、成長地域を中心に、事業拡大を図るとというのが、私たちの成長戦略となります。

2021年度は、米国の新大統領の政策や米中貿易摩擦の今後の展開、新型コロナウイルス感染症からの世界経済回復時期など不確実要素が多く存在する中、改めて成長のための施策を再構築し、成長の礎を築く年と位置付け、各事業において以下の主要課題への取組みを行ってまいります。

■電子・機能製品事業

中国での光学フィルム用粘着剤の販売本格化と、電子部品市場の好況継続を受けたセラミック基板等の拡販

■フィルム・シート製品事業

二輪車・四輪車の需要回復に伴い、ステッカー、再帰反射シートの東南アジア、欧州における販売強化

■建材関連事業

マンション建設の回復等による手摺や笠木等のアルミ建材の拡販

■エンジニアリング事業

グループ会社の大型案件獲得と主要なお客様への販売体制強化による売上の増加

「2025年のありたい姿」すなわち、「コア事業のうち、高付加価値ビジネスを成長戦略とし、未来の社会に幅広く貢献する持続的成長可能な化学系企業グループ」に向けては、その基本戦略は維持しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応を図りながら必要な設備投資を確実に行ってまいります。一方、“*NCI-2021*”や「2025年のありたい姿」の数値目標の達成時期については、次期中期経営計画（2025年度までの4ヶ年）の中で再検討の予定です。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解と、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（令和3年3月31日現在）

事業内容	主要製品等
電子・機能製品事業	ファインケミカル製品、医薬品原薬・中間体、粘・接着剤、トナー用樹脂、半導体用金型クリーン材、セラミック基板
フィルム・シート製品事業	フィルム、ステッカー、再帰反射シート
建材関連事業	ビル・住宅用アルミ建材、内装建材用プラスチック押出製品
エンジニアリング事業	鉄鋼・化学・環境分野の産業プラントの設計・施工

6. 主要な営業所及び工場（令和3年3月31日現在）

会社名	所在地
日本カーバイド工業株式会社	本社（東京都）、営業所（大阪府）、工場（富山県、京都府）、研究所（富山県）
ビニフレーム工業株式会社	本社・工場（富山県）
株式会社三和ケミカル	本社・事業所（神奈川県）
株式会社北陸セラミック	本社・工場（富山県）
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	本社（富山県）
恩希愛（杭州）薄膜有限公司	本社・工場（中国）
NIPPON CARBIDE INDUSTRIES (USA) INC.	本社（米国）
NIPPON CARBIDE INDUSTRIES (South Carolina) INC.	本社・工場（米国）
NIPPON CARBIDE INDIA PVT. LTD.	本社・工場（インド）
PT ALVINY INDONESIA	本社・工場（インドネシア）
ELECTRO-CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場（タイ）
THAI DECAL CO., LTD.	本社・工場（タイ）
NCI (VIETNAM) CO., LTD.	本社・工場（ベトナム）
NIPPON CARBIDE INDUSTRIA DO BRASIL LTDA.	本社・工場（ブラジル）

7. 使用人の状況（令和3年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

部 門	使用人数	前期末比増減
電子・機能製品事業部門	1,350名	24増名
フィルム・シート製品事業部門	1,671	37減
建材関連事業部門	257	3減
エンジニアリング事業部門	152	15減
全社（共通）	144	8増
合計	3,574	23減

(注) 使用人数は就業人員（当社グループ外から当社グループへの出向者及び嘱託社員を含み、当社グループから当社グループ外への出向者、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を除いております。）であります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
476名	8名増	43.4歳	19.5年

(注) 使用人数は就業人員（他社から当社への出向者及び嘱託社員を含み、当社から他社への出向者、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を除いております。）であります。

8. 主要な借入先の状況（令和3年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,462
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,729
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	2,642
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,311
農 林 中 央 金 庫	2,222

百万円

II 会社の現況

1. 株式の状況（令和3年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 8,792,529株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は、565,200株増加しております。

(3) 株主数 6,739名（前期末比231名増）

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
A G C 株 式 会 社	781	8.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	589	6.71
デ ン カ 株 式 会 社	409	4.66
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	332	3.79
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	280	3.19
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	270	3.07
榑 原 三 郎	251	2.86
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	241	2.75
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	219	2.50
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	141	1.61

（注） 持株比率は自己株式（6,933株）を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

令和元年11月27日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	12,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,200,000株（本新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	本新株予約権1個当たり354円（総額4,248,000円）
新株予約権の払込期日	令和元年12月13日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額は1株につき1,496円とする。ただし、本新株予約権の行使価額は、各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の91%に相当する金額に修正される。
新株予約権の行使期間	令和元年12月16日から令和4年12月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当ての方法により、発行した本新株予約権の総数をモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社に割当てた。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（令和3年3月31日現在）

地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	氏 名
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員		杉 山 孝 久
代 表 取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	経営全般補佐、技術担当役員、フィルム・シート事業本部長	芹 沢 洋
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	管理部門担当役員	井 口 吉 忠
取 締 役 員 執 行 役 員	電子・機能製品事業本部長	長 谷 川 幸 伸
取 締 役	弁護士 弁護士法人小野総合法律事務所所属	遠 藤 直 子
取 締 役	㈱日立総合計画研究所取締役	白 井 均
常 勤 監 査 役		久 保 英 昭
常 勤 監 査 役		石 倉 昭 裕
監 査 役	公認会計士 梅本公認会計士事務所所長	梅 本 周 吉

- (注) 1. 令和2年6月26日開催の第121回定時株主総会において、杉山孝久、白井 均の両氏は取締役、久保英昭氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 令和2年6月26日開催の第121回定時株主総会の終結の時をもって、代表取締役社長松尾時雄、取締役小竹延和及び常勤監査役熊澤信介の3氏は任期満了により退任いたしました。
3. 令和2年7月15日をもって、新保貴史氏は当社常勤監査役を辞任いたしました。
4. 令和2年6月26日開催の第121回定時株主総会において、石倉昭裕氏は補欠監査役に選任されており、新保貴史氏の常勤監査役辞任に伴い、令和2年7月15日に常勤監査役に就任いたしました。

5. 令和3年4月1日付で次のとおり取締役の地位及び担当の異動をいたしました。

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役 専務執行役員	経営全般補佐	芹 沢 洋
取締役 専務執行役員	管理部門担当役員	井 口 吉 忠
取締 行 役 員	技術担当役員、魚津・早月工場長	長谷川 幸 伸

6. 白井 均氏は令和3年4月1日付で学校法人桜美林学園の理事に就任しております。
7. 取締役遠藤直子、白井 均の両氏は、社外取締役であります。
8. 常勤監査役久保英昭、監査役梅本周吉の両氏は、社外監査役であります。
9. 常勤監査役久保英昭氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役梅本周吉氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 当社は、取締役遠藤直子、白井 均及び監査役梅本周吉の3氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
11. 当社は、取締役遠藤直子、白井 均、常勤監査役久保英昭、石倉昭裕及び監査役梅本周吉の5氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。また、令和2年7月15日をもって常勤監査役を辞任いたしました新保貴史氏との間で同様の契約を締結しております。
12. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く令和3年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	担 当	氏 名
常 務 執 行 役 員	恩希愛（杭州）薄膜有限公司董事長	梶 井 久 稔
執 行 役 員	経営企画部長	横 田 祐 一
執 行 役 員	管理部門副担当役員、経理部長	角 田 尚 久
執 行 役 員	フィルム・シート事業本部長	中 村 正 孝
執 行 役 員	電子・機能製品事業本部長	吉 澤 正 樹
執 行 役 員	電子・機能製品事業本部企画・製造管理室長兼大阪営業所長	竹 内 利 二

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	110 (18)	84 (18)	25 (-)	- (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	40 (28)	40 (28)	- (-)	- (-)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	150 (46)	125 (46)	25 (-)	- (-)	13 (7)

- (注) 1. 上記には、令和2年6月26日開催の第121回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役（社外監査役）1名並びに令和2年7月15日に辞任した監査役（社外監査役）1名を含んでおります。
2. 取締役1名の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等は、役員に対する賞与引当金繰入額を記載しております。
4. 取締役の報酬額は、平成28年6月29日開催の第117回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております。なお、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）です。
5. 監査役の報酬額は、平成25年6月27日開催の第114回定時株主総会において年額84百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

② 取締役及び監査役の報酬等の決定方針

i. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び報酬の構成

取締役の報酬は、株主総会で決議された年額以内で、個々の取締役の職務と責任をもとに、世間水準を考慮して、取締役社長が標準支給額として固定報酬（月額報酬：支給額の75%）及び業績連動報酬（賞与：支給額の25%）の案を作成し、取締役会にてその額を決議しております。ただし、社外取締役には業績連動報酬は支給しません。

監査役の報酬については、株主総会で決議された年額以内で、個々の監査役の職務と責任をもとに、監査役の協議により決定しております。

ii. 業績連動報酬の仕組み及びその決定過程における取締役会の活動状況

業績連動報酬の額は、単年度の業績評価により原則として、標準支給額に対し0%～150%の範囲で変動します。また、その決定過程において取締役会は、取締役社長が業績連動報酬に係る指標の達成度や各取締役の業績貢献度を総合的に評価し作成した報酬案の内容を議論のうえ、個々の取締役の業績連動報酬の額を決議しております。

iii. 業績連動報酬に係る指標とその目標及び実績

業績連動報酬に係る指標は、事業収益力を高めることと、キャッシュを創出することを重視していることから、営業利益率（目標に対する達成度合い・対前期伸長度合い）及び営業キャッシュ・フロー（対前期伸長度合い）を用いております。当事業年度における目標は、営業利益率については、目標5.7%に対し、実績は5.7%となりました。また、対前期では改善しました。営業キャッシュ・フローについては、対前期で増加となりました。

iv. 報酬の決定方法

当社の取締役の報酬は、取締役会が、取締役の報酬等の額の決定に関する方針及びそれに基づく個人別の報酬等の内容を決定しており、代表取締役等への再一任は行っておりません。取締役の報酬については、取締役社長が作成した標準支給額としての取締役の固定報酬及び業績連動報酬の案を、株主総会で決議された年額以内で、令和2年6月17日及び26日開催の取締役会で決議しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役遠藤直子氏は、弁護士法人小野総合法律事務所にも所属しております。当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。

取締役白井 均氏は、(株)日立総合計画研究所の取締役を務めております。当社と同社との間には、特別の関係はありません。

監査役梅本周吉氏は、梅本公認会計士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等における出席状況及び発言状況並びに社外取締役 に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	遠藤直子	同氏は、弁護士としての経験と専門知識を、当社の経営に活かしていただけることを期待され、令和元年6月27日開催の第120回定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しております。 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と知識に基づき議案審議等において活発な質問、提言を行っており、その期待される役割を果たしております。
取締役	白井均	同氏は、会社経営についての豊富な経験や見識を活かし、当社の経営全般に提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスを強化することを期待され、令和2年6月26日開催の第121回定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しております。 令和2年6月26日就任以降、14回開催の取締役会のうち13回に出席し、製造会社の情報システム部門や海外での豊富な経験に基づき議案審議等において活発な質問、提言を行っており、その期待される役割を果たしております。
監査役	久保英昭	令和2年6月26日就任以降、14回開催の取締役会の全てに出席し、また、11回開催の監査役会の全てに出席し、金融機関での長年の経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	新保貴史	令和2年7月15日付辞任まで、6回開催の取締役会の全てに出席し、また、4回開催の監査役会の全てに出席し、製造会社の資材・物流部門や海外事業での長年の経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	梅本周吉	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また、監査役会14回の全てに出席し、製造会社の経理財務部門での長年の経験や公認会計士としての知識に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 恩希愛（杭州）薄膜有限公司、NIPPON CARBIDE INDIA PVT.LTD.、PT ALVINY INDONESIA、ELECTRO-CERAMICS (THAILAND) CO.,LTD.、THAI DECAL CO.,LTD.、NCI (VIETNAM) CO.,LTD. 及びNIPPON CARBIDE INDUSTRIA DO BRASIL LTDA. は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に判断し、再任又は不再任の決定を行います。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程として「企業活動に関する基本指針」並びに「行動基準」を定め、社長執行役員を法令遵守担当役員とし、その下でコンプライアンス委員会が法令・企業倫理の遵守に関する職務を担当するほか、相談・通報体制として法務室のほかに外部弁護士をも相談・通報先とする内部通報制度であるホットラインを設置しています。コンプライアンスの推進については、役員以下がコンプライアンス規程に則り業務運営に当たるよう、研修等を行っています。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、社内体制を整備し関係遮断を行います。そのほか、内部監査を所管する業務監査室が、法令及び会社諸規程に従い業務が遂行されるよう監視し、代表取締役より改善指導する体制を設置しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存処分規程に基づき、適正な保存及び管理を行います。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理については、基本規程としてリスク管理基本規程を定めるとともに関連規程の整備とその運用を図り、リスクの低減に努めるとともに、経営企画部を事務局とするリスク管理委員会がリスク管理活動を実施し、リスク発生時の連絡や対応体制の整備を進めます。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能の分担を明確化することにより、経営機能と業務執行機能の双方を強化するため、執行役員制度を導入しています。

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに経営執行の監督等を行います。取締役会のほか、経営活動の諸施策の適切な実行を討議するための経営会議を毎月原則1～2回開催します。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループでは、関係会社管理に関する規程として、関係会社業務取扱規程を定め、相互に密接な連携のもとにグループ運営を行います。関係会社業務取扱規程は、当社承認事項、当社との協議事項、当社への報告事項を定め、当社各担当部門を経由して子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の承認・協議・報告を行うこととしています。また、当社は毎月1回業績報告会議を開催し、当社各担当部門より子会社の毎月の事業概況を報告します。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は関係会社業務取扱規程に基づき、発生リスクを速やかに当社各担当部門に報告、共有し、協力して解決にあたる体制としています。

子会社のリスクの管理については、当社リスク管理委員会がリスク管理活動の指導を行うとともに当社各担当部門と協力し、子会社の発生リスクの把握及び対応を行います。また、リスク管理委員会は定期的にグループ全体でのリスク事項を洗い出し、対応体制の整備を進めます。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を踏まえて、毎年1回グループ全体の予算会議を開催し、重点経営目標及び予算を策定します。また、当社は、関係会社業務取扱規程に従い業務が遂行されるよう、子会社に取締役会その他の重要な意思決定を行う体制を構築させます。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社コンプライアンス委員会は、グループでのコンプライアンス活動を推進し、当社コンプライアンス規程に準じた子会社規程の整備、内部通報制度の整備・強化や研修等の支援を行うとともに、半期毎に子会社からその活動状況を聴取し取締役会に報告します。また、業務監査室は、子会社の業務執行が法令、子会社定款及び諸規程に従い遂行されるよう内部監査を通じて監視するとともに改善指導を行います。

⑤ その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行い、当社グループの財務報告の信頼性を確保します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しています。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の所属員の人事に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとします。

監査役が監査役室の所属員に指示をした業務については、所属員は取締役の指揮系統に属さないものとします。

監査役は、監査役室の所属員及び所属する兼任部門の業務内容について毎月又は適宜に聴取・提言し、必要に応じ監査を行ううえでの重要な事項について、指示管理を行います。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法令・定款違反や不正行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知った場合は、監査役に報告することとします。

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができます。

② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

監査役は主要な子会社の監査役を兼務しており、法令・定款違反や不正行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実は、子会社の取締役及び使用人から報告を受けます。また、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会やその他の重要な会議に出席し必要に応じ取締役等に説明を求めることができます。また、その他の子会社を含め、関係会社業務取扱規程に定める承認・協議・報告事項に関する文書・資料等を読覧し、当社各担当部門あるいは必要に応じ子会社に直接説明を求めることができます。

③ その他の当社の監査役への報告に関する体制

法務室は、コンプライアンス委員会において、監査役に対しても当社及び子会社の内部通報制度の利用状況を報告します。

業務監査室は、当社及び子会社の内部監査の状況を監査役に対しても報告します。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた場合には、相談・通報できるホットラインを設置しており、相談・通報をしたことについて不利な取扱いはしないことを定めています。

当社は、子会社に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように周知徹底します。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について生ずる合理的な費用の支払いを求めたときは、速やかにその処理を行います。

(11) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、定期的に情報を交換するための会合を行います。また、監査役が、業務監査室及び会計監査人との定期的な意見交換等を通じて、連携して監査の実効性を高めることができる体制を整備します。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

当社グループのコンプライアンスに関しては、国内子会社の内部通報制度の強化として、当社法務室及び外部弁護士への通報を可能とする内部通報制度の複線化を実施するとともに当社法務室による各種コンプライアンス研修や、当社社長執行役員による全社に対するコンプライアンスの重要性に関するメッセージの発信を行いました。また、コンプライアンス委員会は、半期毎にグループ各社のコンプライアンスの状況を聴取し、その内容を当社取締役会に報告しました。

(2) 当社グループの業務の適正を確保する体制

当社は取締役会を19回開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営上の重要事項を審議・決定するとともに、経営執行の監督を行いました。

子会社の業務執行の管理に関しては、毎月の業績報告会議や当社社長執行役員によるマネジメントレビューを通して事業概況の報告を受けるほか、関係会社管理に関する規程である関係会社業務取扱規程の内容の周知・徹底を継続して実施しました。

(3) リスク管理体制

当社グループのリスク管理に関しては、当社リスク管理委員会が当社グループを取り巻く環境変化やそれに伴う新たなリスクの発生等を所管部署から集約する体制を構築し、事業継続計画の推進や訓練の実施、各種危機対応マニュアルの内容周知、危機管理メールの配信や保険によるリスクマネジメントの推進などのリスク対応を行っており、半期毎にその活動内容を当社取締役会に報告しています。また、新型コロナウイルス関連の問題に関して、当社社長執行役員を本部長とする新型コロナウイルス対策本部を設置し、各子会社と連携を取りながら発生リスクへの対応を進めております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われる体制

取締役会その他の重要な会議には監査役の出席を得ているとともに、稟議書を始めとし、業務執行に関する重要書類は監査役の閲覧に供しています。また、監査役への報告体制を整備しており、監査役と代表取締役、会計監査人、業務監査室等との情報交換の機会をそれぞれ定期的に設けています。

◎以上のご報告は、次により記載されております。

千株単位の記載株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

以 上

連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(63,906)	(負債の部)	(35,405)
流動資産	36,030	流動負債	20,884
現金及び預金	12,985	支払手形及び買掛金	6,200
受取手形及び売掛金	14,355	短期借入金	10,968
たな卸資産	7,994	未払法人税等	406
その他	758	賞与引当金	562
貸倒引当金	△63	役員賞与引当金	35
固定資産	27,875	設備建設関係支払手形	256
有形固定資産	24,340	その他	2,453
建物及び構築物	6,813	固定負債	14,520
機械装置及び運搬具	3,404	長期借入金	7,226
工具器具備品	1,030	リース債務	435
土地	11,927	退職給付に係る負債	3,557
リース資産	611	役員退職慰労引当金	48
建設仮勘定	552	再評価に係る繰延税金負債	2,811
無形固定資産	822	その他	442
土地使用権	360	(純資産の部)	(28,500)
その他	462	株主資本	21,047
投資その他の資産	2,713	資本金	7,407
投資有価証券	1,743	資本剰余金	2,778
繰延税金資産	566	利益剰余金	10,873
その他	471	自己株式	△12
貸倒引当金	△68	その他の包括利益累計額	5,897
資産合計	63,906	その他有価証券評価差額金	341
		繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額金	6,255
		為替換算調整勘定	△491
		退職給付に係る調整累計額	△206
		新株予約権	2
		非支配株主持分	1,553
		負債純資産合計	63,906

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和2年4月1日 残高	百万円 7,055	百万円 2,425	百万円 8,796	百万円 △12	百万円 18,265
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	352	352			704
剰余金の配当			△328		△328
親会社株主に帰属する当期純利益			2,406		2,406
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	352	352	2,077	△0	2,781
令和3年3月31日 残高	7,407	2,778	10,873	△12	21,047

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							新 予 約 株 権	非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額	繰 上 償 損	延 滞 益	土 地 再 評価 差 額	地 価 金	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 金 累 計 額			
令和2年4月1日 残高	百万円 291	百万円 0	百万円 0	百万円 6,255	百万円 △139	百万円 △232	百万円 6,176	百万円 4	百万円 1,516	百万円 25,962
連結会計年度中の変動額										
新株の発行										704
剰余金の配当										△328
親会社株主に帰属する当期純利益										2,406
自己株式の取得										△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	49	△1	—	—	△352	25	△278	△2	37	△243
連結会計年度中の変動額合計	49	△1	—	—	△352	25	△278	△2	37	2,538
令和3年3月31日 残高	341	△1	—	6,255	△491	△206	5,897	2	1,553	28,500

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(49,654)	(負債の部)	(26,948)
流動資産	16,345	流動負債	14,894
現金及び預金	4,167	支払手形	95
受取手形	1,236	買掛金	4,241
売掛金	7,229	短期借入金	5,431
商品及び製品	1,332	1年内返済予定の長期借入金	3,313
仕掛品	249	リース債	52
原材料及び貯蔵品	651	未払金	668
前払費用	88	未払費用	320
立替金	336	未払法人税等	199
関係会社短期貸付金	319	賞与引当金	352
未収入金	593	役員賞与引当金	35
その他	141	その他	184
固定資産	33,309	固定負債	12,053
有形固定資産	18,042	長期借入金	6,779
建築物	4,392	リース債	398
構築物	389	退職給付引当金	1,861
機械装置	1,154	繰延税金負債	186
車両運搬具	2	再評価に係る繰延税金負債	2,811
工具器具備品	348	その他	15
土地	11,266	(純資産の部)	(22,706)
リース資産	420	株主資本	16,077
建設仮勘定	68	資本金	7,407
無形固定資産	355	資本剰余金	2,778
投資その他の資産	14,911	資本準備金	2,778
投資有価証券	1,572	利益剰余金	5,903
関係会社株式	6,764	その他利益剰余金	5,903
関係会社出資金	5,625	繰越利益剰余金	5,903
関係会社長期貸付金	787	自己株式	△12
その他	225	評価・換算差額等	6,627
貸倒引当金	△64	その他有価証券評価差額金	371
資産合計	49,654	土地再評価差額金	6,255
		新株予約権	2
		負債純資産合計	49,654

損益計算書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

科	目	金	額
			百万円
売	上	高	22,021
売	上	原	16,291
売	上	総	5,730
販	売	費	5,414
		及	
		び	
		一	
		般	
		管	
		理	
		費	
		益	
営	業	利	316
営	業	外	1,442
		収	
		益	
		取	
		利	50
		息	
		受	835
		取	
		配	
		当	
		金	
		益	297
		替	
		差	
		の	
		他	259
営	業	外	308
		費	
		用	
		支	90
		払	
		利	
		息	
		賃	70
		貸	
		取	
		入	
		原	
		価	
		用	72
		電	
		費	
		の	
		他	75
		経	
		常	
		利	1,450
		益	
特	別	利	825
		益	
		投	
		資	
		有	
		価	
		証	
		券	
		売	
		却	
		益	825
特	別	損	468
		失	
		固	
		定	
		資	
		産	
		除	
		却	
		損	216
		失	
		減	
		損	
		損	214
		の	
		係	
		会	
		社	
		株	
		式	
		評	
		価	
		損	37
		引	
		前	
		当	
		期	
		純	
		利	
		益	1,808
法	人	税	
		、	
		住	
		民	
		税	
		及	
		び	
		事	
		業	
		税	
		益	267
当	期	純	
		利	
		益	1,540

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備	本 金	その 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金		
令和2年4月1日 残高	百万円 7,055		百万円 2,425	百万円 4,691	百万円 △12	百万円 14,160
事業年度中の変動額						
新株の発行	352		352			704
剰余金の配当				△328		△328
当期純利益				1,540		1,540
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						—
事業年度中の変動額合計	352		352	1,211	△0	1,916
令和3年3月31日 残高	7,407		2,778	5,903	△12	16,077

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金		
令和2年4月1日 残高	百万円 302	百万円 6,255	百万円 4	百万円 20,722
事業年度中の変動額				
新株の発行				704
剰余金の配当				△328
当期純利益				1,540
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	69	—	△2	67
事業年度中の変動額合計	69	—	△2	1,984
令和3年3月31日 残高	371	6,255	2	22,706

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年5月21日

日本カーバイド工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 孫 延生 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池田 太洋 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、日本カーバイド工業株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本カーバイド工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和3年5月21日

日本カーバイド工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 孫 延生 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池田 太洋 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、日本カーバイド工業株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書
類

計算
書類

監査
報告書

株主
総会
参考書
類

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月27日

日本カーバイド工業株式会社 監査役会

常勤社外監査役 久保英昭 ㊟

常勤監査役 石倉昭裕 ㊟

社外監査役 梅本周吉 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営環境の変化に対応できる企業にしていくとともに、株主の皆様に対する利益配分を重要な責務と考え、長期安定的な配当を実現できることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開及び内部留保等を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額351,423,840円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和3年6月30日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役芹沢 洋、井口吉忠、遠藤直子の3氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	井 口 吉 忠 (昭和33年12月18日生)	昭和57年4月 ㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 平成13年1月 同行池袋東口支店長 平成16年4月 同行恵比寿支社長 平成18年1月 同行法人業務第二部副部長 平成19年5月 同行新橋支社長 平成21年5月 同行金融法人部長 平成23年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱ 常務執行役員 平成31年1月 当社顧問 平成31年4月 当社常務執行役員管理部門担当役員、経営企画部長 令和元年6月 当社取締役常務執行役員管理部門担当役員、 経営企画部長 令和2年4月 当社取締役常務執行役員管理部門担当役員 令和3年4月 当社取締役専務執行役員管理部門担当役員 (現任)	600株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>井口吉忠氏は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱では常務執行役員を務め、また、当社においては取締役専務執行役員管理部門担当役員として、管理部門を統括し、会社経営について豊富な経験を有しています。この経験や見識を活かし、取締役として、当社の重要な業務執行の決定及び経営執行の監督に、十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	※ <small>よこ</small> 横 <small>た</small> 田 <small>ゆう</small> 祐 <small>いち</small> 一 (昭和37年11月28日生)	昭和60年4月 当社入社 平成13年4月 当社電材事業部電材第二部長 平成16年4月 当社電子部材事業部プリント基板ビジネスユニットリーダー 平成24年4月 当社電子部材事業部セラミック基板ビジネスユニットリーダー 平成25年4月 当社電子・光学製品事業本部光学製品事業推進部長 平成27年4月 当社電子・光学製品事業本部電子部材事業部長 平成30年4月 当社執行役員電子・機能製品事業本部企画・製造管理室長 令和2年4月 当社執行役員電子・機能製品事業本部企画・製造管理室長兼大阪営業所長 令和3年4月 当社執行役員経営企画部長（現任）	100株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>横田祐一氏は、長年にわたり当社の各事業部門を担当し、現在は、執行役員経営企画部長として事業戦略を推進しています。当社事業に関する豊富な経験や見識を有していることから、取締役として、当社の重要な業務執行の決定及び経営執行の監督に、十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者としております。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	えん とう なお こ 遠 藤 直 子 (昭和53年7月23日生)	平成13年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険㈱）入社 平成16年3月 同社退社 平成19年11月 司法修習生採用 平成20年12月 弁護士登録（現任） 弁護士法人小野総合法律事務所入所 令和元年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士（弁護士法人小野総合法律事務所） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 遠藤直子氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を、独立した立場で当社の経営に活かしており、当社のコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により引き続き当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 遠藤直子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、遠藤直子氏を㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合、当社は同氏の独立役員としての届出を継続する予定であります。
4. 当社は、遠藤直子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
5. 当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、井口吉忠、横田祐一、遠藤直子の3氏の選任が承認された場合には、被保険者である3氏の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。なお、3氏の選任が承認された場合には、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. ※印は、新任候補者であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役石倉昭裕、梅本周吉の両氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	林 文 明 (昭和36年12月15日生)	昭和59年4月 旭硝子(株) (現AGC(株)) 入社 平成27年1月 同社資材・物流部長 平成29年1月 同社執行役員資材・物流部長 令和3年1月 同社執行役員社長付 令和3年3月 同社執行役員退任	0株
		<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>林 文明氏は、AGC(株)の元執行役員であり、長年にわたり同社において資材・物流部門を担当されました。この経験や見識を活かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者としております。</p>	

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主
総会
参考
書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	え 江 み 見 むつ 睦 お 生 (昭和34年1月8日生)	<p>平成4年3月 公認会計士登録（現任）</p> <p>平成8年2月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>平成13年5月 同所社員（パートナー）</p> <p>平成20年7月 同所シニアパートナー</p> <p>平成25年7月 同所金融部副部長</p> <p>平成26年7月 同所金融部・金融事業部部長</p> <p>平成28年2月 同所常務理事（金融事業担当）</p> <p>令和元年10月 同所社内評議員（現任）</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>江見睦生氏は、公認会計士としての財務・会計に関する豊富な知識と経験を有しております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての経験や見識を活かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者としております。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林 文明、江見睦生の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、両氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員候補者であります。
3. 林 文明、江見睦生の両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
4. 当社は監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、林 文明、江見睦生の両氏の選任が承認された場合には、被保険者である両氏の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。なお、両氏の選任が承認された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 林 文明、江見睦生の両氏は、新任候補者であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

令和2年6月26日開催の第121回定時株主総会において選任いただきました補欠監査役石倉昭裕氏が令和2年7月15日付で常勤監査役に就任し、補欠監査役が空席となりましたので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
石倉昭裕 (昭和30年9月14日生)	昭和54年4月 当社入社 平成19年4月 当社経営企画部長兼業務監査室長 平成19年6月 当社取締役総務部、法務室、経理部、購買部管理、経営企画部長兼業務監査室長 平成24年6月 当社常務取締役管理部門担当役員、経営企画部長 平成25年6月 ビニフレーム工業㈱代表取締役社長 平成31年4月 同社代表取締役会長 令和2年4月 同社顧問 令和2年7月 当社常勤監査役(現任)	6,000株
<p>【補欠監査役候補者とした理由】 石倉昭裕氏は、当社の常勤監査役であり、また長年にわたり管理部門を担当し常務取締役を務め、当社の経営について豊富な経験を有しています。この経験や見識を活かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、補欠監査役候補者としております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、石倉昭裕氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。同氏が監査役に就任された場合には、当該契約を再度締結する予定であります。
3. 当社は監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、石倉昭裕氏が監査役に就任された場合には、被保険者である同氏の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を、保険期間中の総支払限度額(10億円)の範囲内で填補されます。なお、同氏が監査役に就任された場合には、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

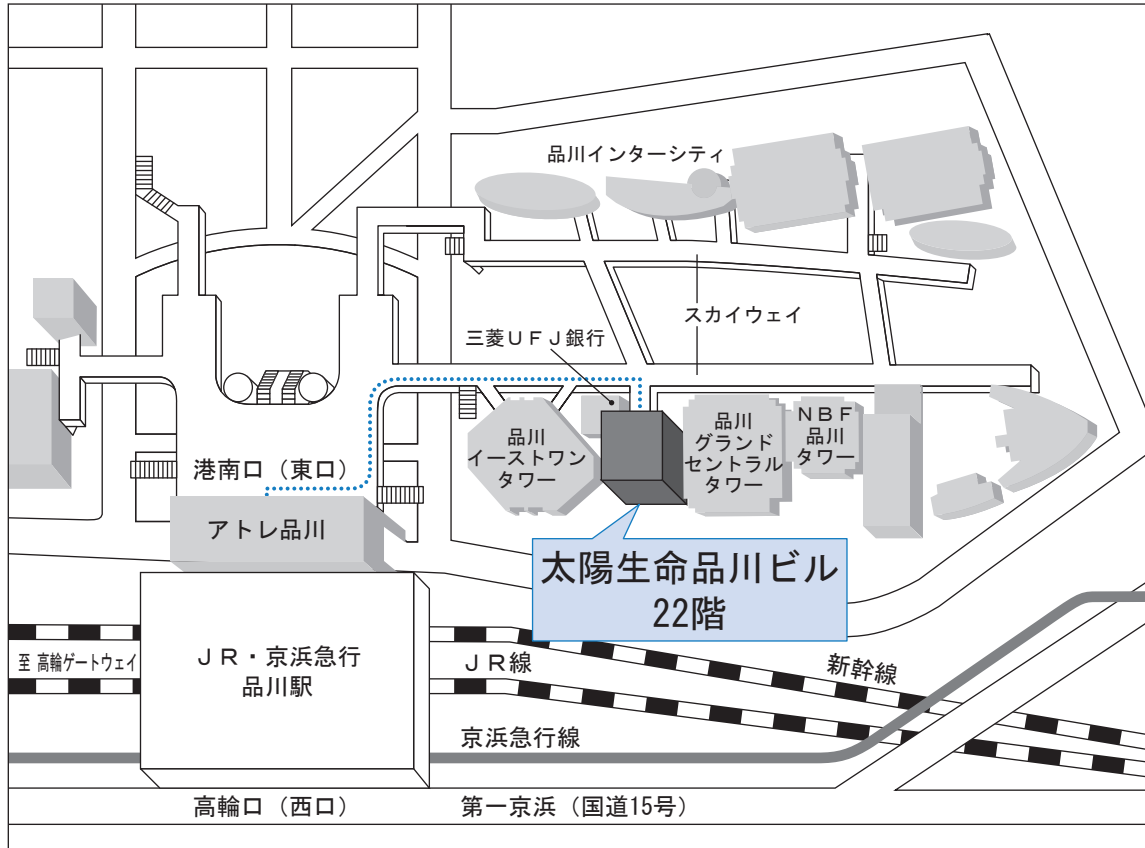
A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

東京都港区港南二丁目16番2号
太陽生命品川ビル 22階
日本カーバイド工業株式会社 会議室
電話 (03) 5462-8200



[交通]

JR品川駅、京浜急行品川駅より徒歩約5分

※当社として専用の駐車場をご用意しておりませんので、ご了承ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。